

内閣参質第三〇号

昭和二十五年三月十四日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員淺岡信夫君提出遺家族及び戦傷病者の処遇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員淺岡信夫君提出遺家族及び戰傷病者の処遇に關する質問に對する答弁書

一、未復員者給與法又は特別未歸還者給與法に規定する俸給の支拂いについては、本人の歸還時に支拂うという建前となつてゐる。これは、未歸還者が歸還した場合、当座の生活及び生業に資するという点も配慮されてゐるので、この際、俸給を前拂いするということは必ずしも妥当ではないと考えられるが、なおこの点については慎重に研究致したい。

二、戰没者及び殘留間死亡者の遺族を対象として、特別に弔慰金等の制度を設けようという意図はない。

三、従来、陸海軍所屬職員に適用されてゐた給與に關する諸法令は、昭和二十二年五月二日限り廃止され、その廃止法令施行の際、現に陸海軍に屬し復員してゐない者については、復員するまで従前の業務に相當する未復員者としての業務に従事するものとして、給與に關しては、従前の例によることになつてゐるのである。

従つて、質問第三項前段の場合には、昭和二十年十一月二十四日連合國最高司令官から日本政府に發せられた「恩給及び惠與」に關する覚書に該當するものと考えられる。

また、後段の場合については、傷病軍人恩給に關しては、その金額は、右覚書の趣旨に従い定められたものであるが、この傷病軍人恩給及び未復員者給與法又は特別未歸還者給與法による障害一時金は、今後他の同種補償の改善された場合には、これに伴ひ右覚書に反しない範圍において、是正の方法を講ずる方針である。

四、傷病恩給等は、症状固定を條件として支給されるのであるから、同一傷病の再発という場合があつても再度療養を行うことは困難である。なお、公務員等の身分を保有しながら残留した人々で引揚後療養等を受けられない向に対しては、療養等の点について何等かの具体的処置を進めるよう致したい。